

第六十九条の見出し中「附記」を「付記」に改め、同条中「第六十五条において準用する第六十四条」を「第六十四条又は第六十五条」に、「特許登録原簿」を、「特許登録原簿」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

(特許登録令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前にされた登録の申請に係る登録に関する手続(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第二条及び第七条において特許登録令の規定を準用する実用新案に関する登録の手続並びに意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第二条及び第七条において特許登録令の規定を準用する意匠に関する登録の手続を含む。)については、前条の規定による改正後の特許登録令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商標登録令の一部改正)

第二十条 商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、ときは「の下に」、「職権で」を加える。

第九条の五第一項中「第一審裁判所」の下に、「の裁判所書記官」を、「ときは」の下に、「職権で」を加え、「裁判所書記官」を削る。

第十条中「、同令第六十条第一項中「申請するときは、この限りでない」とあるのは「申請するとき及び国際登録に基づく商標権について信託の登録を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十一条第一項中「申請しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ。ただし、国際登録に基づく商標権について信託の登録の抹消を申請するときは、この限りでない」とを削る。

(商標登録令の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 施行日前にされた登録の申請に係る登録に関する手続については、前条の規定による改正後の商標登録令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生年金基金令の一部改正)

第二十二条 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を」を、「当該契約に係る信託が終了し、又は信託会社等の任務が」に改める。

(著作権法施行令の一部改正)

第二十三条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次及び第四章第二節第四款の款名中「信託の」を「信託に関する」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(信託の登録の申請方法等)

第三十五条 信託の登録の申請は、当該信託に係る著作権等の移転、変更又は設定の登録の申請と同時にしなければならない。

2 信託の登録は、受託者だけで申請することができる。

3 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による著作権等の変更の登録は、受託者だけで申請することができる。

第三十六条を削る。

第三十七条中第六号を第十一号とし、第三号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

第三十七条第一号の次に次の一号を加える。

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

第三十七条に次の二項を加える。

2 前項の申請書に同項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

3 文化庁長官は、第一項各号に掲げる事項を明らかにするため、文部科学省令で定めるところにより、信託目録を作成することができる。

第三十七条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とする。

第三十九条の前の見出し及び同条を削る。

第四十条に見出しとして(信託の登録の抹消)を付し、同条第一項中「が移転」の下に、「変更又は消滅」を加え、おいてすべきを「おける」に、抹消は、著作権等の移転の登録の申請と同一の申請書で申請しなければ」を「抹消の申請は、当該著作権等の移転若しくは変更の登録又は当該著作権等の登録の抹消の申請と同時にしなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第四十条を第三十八条とする。

第四十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「更迭」を「変更」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第二項中「第五十条第二項の場合においてすべき」を「第八十六条第四項本文の規定による著作権等の」に改め、「登録」の下に「の申請」を加え、同条を第三十九条とし、同条の前に見出しとして(受託者の変更)を付す。

第四十二条中「審判」の下に、「法人の合併以外の理由による解散」を加え、次条及び第四十四条第二項を「第四十二条」に、終了したときは、前条を「終了し、新たに受託者が選任されたときは、前条第一項」に、新受託者又は他の」を「新たに選任された当該」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 受託者が二人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、前条第二項の登録は、他の受託者だけで申請することができる。

第四十二条を第四十条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(嘱託による信託の変更の登録)

第四十一条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、又は信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の変更の登録を文化庁長官に嘱託するものとする。

第四十二条 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を文化庁長官に嘱託するものとする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条から第四十五条までを次のように改める。

(職権による信託の変更の登録)

第四十三条 文化庁長官は、信託財産に属する著作権等について次に掲げる登録をするときは、職権で、信託の変更の登録をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による著作権等の移転の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による著作権等の変更の登録

三 受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての変更の登録又は更正の登録